

(別紙)

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付けるケアプランの提出について

1. 届出が必要なケアプランについて（①と②の両方の条件を満たすケアプランが対象）

① 下記の回数以上の訪問介護（生活援助のみ）をケアプランに位置付けていること。

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27回	34回	43回	38回	31回

※「身体介助」「身体2生活2」等は含みません

②ケアプランの有効期間開始日が、平成30年10月1日以降であること。

2 提出書類について

(1) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付けるケアプラン届出票

(2) 課題分析（アセスメントシート）

(3) 居宅介護サービス計画書（第1表～第3表）サービス担当者会議録（第4表）居宅支援経過（第5表）サービス利用表（第6表）サービス利用別表（第7表）

※居宅支援経過（第5表）は生活援助中心の訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみの提出で可

(4) 訪問介護計画書の写し

※指定居宅支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの。

3 提出方法について

上記（1）～（4）の書類をまとめて、下記までご持参またはご郵送ください。

4 提出期限について

当該月において作成又は変更した居宅サービス計画（利用者等の同意を得て交付したもの）について、翌月の末日までにご提出をお願い致します。提出が間に合わない場合は、別途ご連絡ください。（例：居宅サービス計画を交付した日が10月の場合、提出期限は11月30日まで）

5 その他

- ・届出内容について、問い合わせることがあります
- ・給付実績により未届であることを確認した場合などには、届出を求めることがあります。